主 文

本件再審請求を棄却する。

理 由

本件再審請求の趣意は、意義不明であつて、刑訴法四三六条一項所定の事由の主 張とは認められない(なお、第一審裁判所への移送の申立は法律上許されない)。

よつて、同法四四六条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四五年三月一二日

最高裁判所第二小法廷

介	之	浅	鹿	草	裁判長裁判官
彦		芳	戸	城	裁判官
郎	太	幸	Ш	色	裁判官
_		朝	F	村	裁判官